

市民参加実施予定シート

予 定
令和元年10月1日時点

担当課(教育総務課)

1 市民参加の手続 実施予定について

タイトル	学童クラブ施設整備事業	市が考える市民等への影響	〈メリット〉 増加している児童数および学童クラブの需要への対応により、質の高い保育の安定した提供
正式名称	学童クラブ施設整備事業		〈デメリット〉
概要	流山小学校区第3おおぞら学童クラブの創設 流山小学校区第3おおぞら学童クラブの創設に伴う流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正		

(1)市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）		市民参加の手続を実施しないもの（第5条第2項の規定）	
<input type="checkbox"/>	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1)軽易なもの
<input type="checkbox"/>	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input checked="" type="checkbox"/>	(2)緊急に行わなければならないもの
<input checked="" type="checkbox"/>	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	流山市は、学童クラブの入所に際し、3年生までの優先児童等については待機を発生させないとの考え方で育成支援にあたっているが、流山小学校区では、平成31年4月1日時点で、定員を超えた受け入れを行っており、高学年の受け入れはできない。来年度においては、優先児童であっても既存施設での受け入れが難しくなるような状況が考えられ、学校内に借用できる余裕教室もないことから、新たな施設の整備が早急な課題となっていた。そのような中、平成31年4月に、流山9丁目市有地を学童クラブ施設建設の用地として計上をした。以上のことから時間的猶予がないため、市民参加条例第5条第2項第2号に合致するものとし、市民参加条例を実施しないこととした。	
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(2)市民参加の手法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）					
実施方法		実施予定期間	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数実施	<input type="checkbox"/>	審議会等			
	<input type="checkbox"/>	パブリックコメント手続			
	<input type="checkbox"/>	意見交換会			
	<input type="checkbox"/>	公聴会			
	<input type="checkbox"/>	政策提案制度			
	<input type="checkbox"/>	その他			

(3)市民参加のスケジュール(予定)

平成●●年度		平成●●年度												平成●●年度	
4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由